

税務だより

「住宅ローン控除が変わります」

平成19年から税源移譲によって、所得税・住民税が変わっています。

所得税の減額により、住宅ローン控除が引ききれない方は、平成20年以降の住民税から控除できるようになりました。

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

控除しきれなかった分は住民税（所得割）から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、

所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

申告が必要

申告期限
平成20年
3月17日
まで

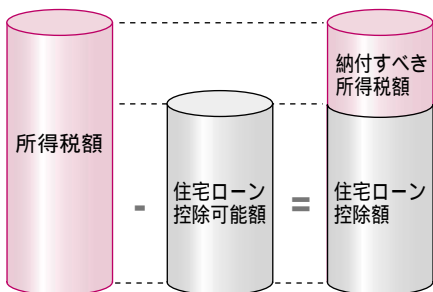
毎年申告が必要

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

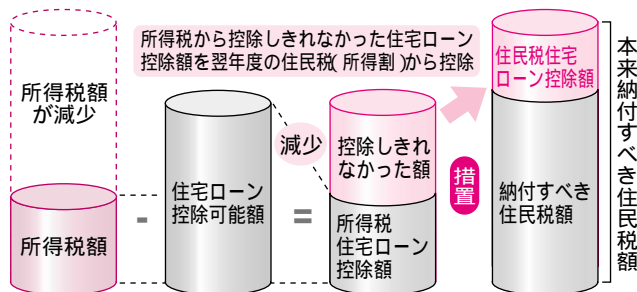
平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税

道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

税源移譲前



税源移譲後



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

住宅ローン控除 Q & A

Q 住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？

A 「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から、「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q どういう場合に住民税の住宅ローン控除の対象となるの？

A 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q 平成19年以降に入居した場合とは？

平成19年以降に入居した場合は、確定申告が必要となります。

申告書の提出先は…

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ



お問い合わせ 町民課税務 ☎ 2111